

# 「あなたの街のパートナー」

へいせい ねん じんけんようごいいんせいど しゅうねん  
平成30年は、人権擁護委員制度70周年です

こんなことは起こっていませんか？

- インターネットに自分のことで悪意のある書き込みがされていた…
- 私は障害があるけれど、みんなと同じ社会生活を送りたい…
- 「見て見ぬふりも【いじめ】をしているのとおなじこと」とは分かっているけれど…



● 毎日の介護に疲れてイライラが募り、手を上げてしまった…

● 僕は外国人だけど、僕の国のことで

ヘイトスピーチがされているのを知ってとても悲しかった…



だれ そうだん だれ そうだん わ  
誰かに相談したいけど、誰に相談していいか分からない・・・

## そんなみんなの問題解決のお手伝いをするのが、「人権擁護委員」です

「人権擁護委員制度」は、昭和23年7月に誕生しました。

「地域の中で人権尊重意識を高め、住民の人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましい」、という考えから設けられたもので、世界に例を見ない独自の制度です。（『擁護』とは、危害や侵害から、「かばい守ること」という意味の言葉です。）

委員数は、制度発足の昭和23年末には約70人でしたが、現在では、約14,000人となっており、全国の各市町村に配置され、宇陀市では8名の委員が活動しています。

民間の中にあって、弱い立場にある人の心に寄り添い、熱意をもって地道な活動を、70年という長い期間にわたって続けてきました。

それでも、人権問題は、その名称を変え形を変えながら、後を絶たず、現在もなお存在しています。これは悲しいことだと思いませんか？

あか みらい  
明るい未来をつくっていくために、

わたし なん いっしょ かんが  
私たちにできることは何なのか、一緒に考えていきませんか？

う だ し じんけんけいはつかつどうすいしんほんぶ  
宇陀市人権啓発活動推進本部

※この啓発ピラへのご意見、ご感想は

☎ 0745-82-2147、または、jinken@city.uda.lg.jp ^

